

「千葉県共用がん地域医療連携パス」 ＜がん口腔ケア（手術時）＞運用の手引き（診療所用・抜粋）

1. 目的

千葉県共用がん地域医療連携パス＜がん口腔ケア（手術時）＞（以下、「連携パス」）は、患者に安心して質の高い医療を提供し、また限られた医療資源を活用するために、計画策定病院と連携医療機関（診療所等）とが、診療方針、役割分担、治療経過を共有するためのツールとして活用されることを目的としています。

2. 運用の方法

本連携パスは、診療計画表、周術期口腔機能管理計画書および報告書、診療情報提供書で構成されています。

基本的には周術期口腔機能管理に関する診療報酬制度に従いますが、計画策定病院と連携医療機関（診療所等）の受診時期や役割分担に関して、診療計画表を作成しています。

（1）連携パス適応患者

- ・ がん手術予定患者（癌種は問わない）
- ・ 入院までに暦日で14日程度の日数があることが望ましい
- ・ 一般歯科治療可能な血球状態であること、もしくはその見込みがあること。

上記を満たすこととしますが、地域連携可否は計画策定病院の判断とします。

（2）運用の手順

① 計画策定病院

手術を行う主治医からの依頼により、院内の歯科・口腔外科を介して診療計画表、周術期口腔機能管理計画書、診療情報提供書などを作成し、患者が持参もしくは郵送されます。
※院内に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理計画書は交付しません。

② 連携医療機関（診療所等）

患者は診療計画表に従い計画策定病院と連携医療機関（診療所等）を受診します。

手術を行う主治医からの依頼および診療計画表をもとに、各診療所で（周術期口腔機能管理計画書）・周術期管理報告書を作成、交付をお願いいたします。

ア 診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書写し、診療情報提供書の保管

計画策定病院から送付された診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書写し、診療情報提供書、添付データをカルテに保管します。

計画策定病院に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理計画書は同封ありませんので連携医療機関（診療所等）で作成、同意を取得後、患者へ交付してください。

イ 術前口腔ケアの実施

診療計画表、周術期口腔機能管理計画書、診察所見をもとに術前口腔ケア・管理を行います。特に患者自身が自立した口腔セルフケアが実施・継続できるよう指導を行います。

※診療日数の上限は特にありませんので、入院までの日数や患者の状態により適宜受診させてください。

ウ 患者への周術期口腔機能管理報告書(I)の交付と保管

診察所見、実施した口腔ケア・管理等の内容について、患者に対して周術期口腔機能管理報告書(I)について説明し、交付します。

周術期口腔機能管理報告書(I)をカルテに保管します。

エ 計画策定病院への診療情報提供書、周術期口腔機能管理報告書(I)の写しの送付

患者が計画策定病院に入院するまでに診療情報提供書、周術期口腔機能管理報告書(I)写しを計画策定病院へ送付します。

なお、計画策定病院への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

※連携医療機関（診療所等）で周術期口腔機能管理計画書を作成した場合は、その写しを計画策定病院へ送付します。

③ 計画策定病院

連携医療機関（診療所等）からの（周術期口腔機能管理計画書）、周術期口腔機能管理報告書(I)写し、診療情報提供書を参考にして、入院中の口腔ケア・管理をおこないます。

患者が退院後も連携機関（診療所等）へ受診する場合、診療情報提供書、周術期口腔機能管理報告書(II)を連携医療機関（診療所等）へ送付します。

※計画策定病院に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理報告書(II)の送付はありません。

(3) 緊急時・バリエーション発生時

連携医療機関（診療所等）において、経過に異常を認めた場合、緊急時は計画策定病院への連絡をとり、適切な対応をとるようお願いします。

3. その他

本書は「千葉県共用がん地域医療連携パス」〈がん口腔ケア（手術時）〉運用の手引きから診療所向けに抜粋しています。正式版は千葉県ホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてご使用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/gan/ganpasu.html#a01>